

税率表（平成28年度税制改正後）

【山梨県】

1 法人県民税均等割の税率

区 分	税 率
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 567,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 136,500円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 52,500円
上記以外の法人等	年額 21,000円

- 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は同条第17号の2に規定する額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）をいいます。ただし、無償増資、無償減資等を行った場合は、調整後の金額となります。その場合、株主総会議事録や株主資本変動計算書など、無償増減資を行ったことを証する書類の添付が必要です。
- 上記資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、当該合計額が法人の資本金等の額となります。
- 上記均等割の税率は、1年に満たないときは、事務所、事業所、寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定（月割計算）してください。

2 法人県民税法人税割の税率

区 分	税 率			
	H26年9月30日以前に開始する事業年度分	H26年10月1日からH27年3月31日までに開始する事業年度分	H27年4月1日からH28年3月31日までに開始する事業年度分	H28年4月1日からH31年9月30日までに開始する事業年度分
下記以外の法人	5.8%		4.0%	
○ 資本金の額又は出資金の額が1億円の法人で、				
従業者の総数（山梨県以外の従業者を含む）が300人を超える場合	5.8%		4.0%	
従業者の総数（山梨県以外の従業者を含む）が300人以下の場合	5.0%		3.2%	
○ 資本金の額又は出資金の額が1億円未満の法人				
○ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く）	5.0%		3.2%	
○ 法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行うもの				
○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人				

- 平成22年9月30日以前に解散した法人にかかる税率については、別途、山梨県総合県税事務所までお問い合わせください。

3 法人事業税の税率

区分	法人の種類	所得等の区分	税 率				
			H26年9月30日以前に開始する事業年度分	H26年10月1日からH27年3月31日までに開始する事業年度分	H27年4月1日からH28年3月31日までに開始する事業年度分	H28年4月1日からH31年9月30日までに開始する事業年度分	
① 所得金額課税法人 （②及び③以外の法人）	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%		3.4%		
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	4.0%		5.1%		
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%		6.7%		
		軽減税率不適用法人（※）	5.3%		6.7%		
	特別法人 （農業協同組合、信用金庫、医療法人等）	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%		3.4%		
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%		4.6%		
		軽減税率不適用法人（※）	3.6%		4.6%		
② 収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業、保険業	収入金額	0.7%		0.9%		
③ 外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 （一般社団・財団法人、投資法人及び特定目的会社を除く）	所得割	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%
			年400万円を超え800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%
			年800万円を超える所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
			軽減税率不適用法人（※）	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
		付加価値割	付加価値額	0.48%		0.72%	1.20%
		資本割	資本金等の額	0.2%		0.3%	0.5%

- 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行い、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。
- 平成27年4月1日以後に開始する事業年度の外形標準課税法人の資本割については、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、当該合計額が課税標準となります。
- ①、③の法人で、事業年度が1年に満たない場合の所得等の区分については、上記該当所得金額に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して算定（月割計算）してください。また、2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の上記の所得は、関係都道府県に分割される前の所得です。
- 平成22年9月30日以前に解散した法人、特定信託の受託者である信託業を行う法人にかかる税率については、別途、山梨県総合県税事務所までお問い合わせください。

4 地方法人特別税の税率

区 分	税 率			
	H26年9月30日以前に開始する事業年度分	H26年10月1日からH27年3月31日までに開始する事業年度分	H27年4月1日からH28年3月31日までに開始する事業年度分	H28年4月1日からH31年9月30日までに開始する事業年度分
① 所得金額課税法人にあつては、法人事業税所得割額の	81.0%		43.2%	
② 収入金額課税法人にあつては、法人事業税収入割額の	81.0%		43.2%	
③ 外形標準課税法人にあつては、法人事業税所得割額の	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%